

熊谷市病児・病後児保育事業実施要綱

第1章 総則

第2章 病児保育・病後児保育

第3章 送迎病児保育

第4章 実施報告

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、病気又は病気の回復期にある児童を施設で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(事業類型)

第2条 病児・病後児保育事業の類型は、次に掲げるものとする。

- (1) 病児保育 児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を医療機関又は保育所に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設(以下「実施施設」という。)において一時的に保育する事業
- (2) 病後児保育 児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を実施施設において一時的に保育する事業
- (3) 送迎病児保育 病児保育において、看護師、准看護師、保健師若しくは助産師(以下「看護師等」という。)又は保育士を配置し、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業又は認可外保育施設(以下「保育所等」という。)において保育中に体調不良となった児童を送迎し、実施施設において一時的に保育する事業

(実施方法)

第3条 病児・病後児保育事業は、市が実施するものとする。ただし、事業の全部又は一部を実施施設を設置する者(以下「事業者」という。)

に委託して実施することができる。

- 2 前項ただし書の規定により、病児保育、病後児保育及び送迎病児保育を委託するときは、熊谷市病児・病後児保育事業業務委託契約書により、契約を締結するものとする。

(利用時間及び休日)

第4条 病児保育、病後児保育及び送迎病児保育の利用時間は、原則として午前8時から午後6時までとする。ただし、実施施設の管理者（以下「施設管理者」という。）が特に必要と認める場合は、市長と協議の上、利用日又は利用時間を変更することができる。

- 2 実施施設の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第2章 病児保育・病後児保育

(対象児童)

第5条 病児保育及び病後児保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 市内に住所を有するおおむね10歳未満の児童
- (2) 利用日初日に生後6月を経過している児童
- (3) 病気又は病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童
- (4) 保護者等が勤務等により、家庭において保育が困難な児童
- (5) 病児保育及び病後児保育の利用が可能であると医師が認める児童

- 2 前項の規定にかかわらず、事業の対象となる児童が医療措置を必要とする急性期の病気又は他の児童への感染のおそれのある感染症を有する児童である場合において、施設管理者が実施施設における保育が困難と認めるときは、事業の対象者としなない。

(利用期間)

第6条 病児保育及び病後児保育の利用期間は、1回につき7日間までとする。ただし、児童の健康状態について医師の判断及び保護者の状況により必要と認められるときは、当該期間を延長することができる。

(利用定員)

第7条 病児保育及び病後児保育の実施施設の利用定員は、4人以上8人までとする。

(実施施設の要件)

第8条 実施施設は、次の各号に掲げる基準を満たす施設で、市長が認めたものとする。

- (1) 保育室の床面積は、児童1人当たり1.98平方メートル以上とし、1室8平方メートルを下回らないこと。
- (2) 児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室の床面積は、児童1人当たり1.65平方メートル以上とすること。
- (3) 病児保育及び病後児保育の実施に必要な調理室及び調乳室を有すること。ただし、専用の調理室を設けられない場合は、本体施設等の調理室と兼用するとともに、専用の調乳室を設けられない場合は、実施施設の一部を調乳場としても差し支えないこと。
- (4) その他病児保育及び病後児保育の実施に必要な設備及び備品を有すること。

2 実施施設は、病児保育及び病後児保育を円滑に実施するため、次のとおり職員を配置しなければならない。

- (1) 病児・病後児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。
- (2) 病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

3 職員の資格に関する書類は、市長に提出しなければならない。

(実施施設の留意事項)

第9条 実施施設は、児童を受け入れるに当たっては、次の事項に留意し

なければならない。

- (1) 保育所保育指針に準拠して保育を行うこと。
- (2) 協力医療機関との連携を図り、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制を確保すること。
- (3) 医療機関の医師により、病児保育又は病後児保育の対象として受け入れ可能な児童である旨の確認を受けること。
- (4) 体温の管理等の健康状態の的確な把握を行い、児童の病状に応じて安静を保てるような処遇内容を工夫すること。
- (5) 他の児童への感染の防止に努めること。

(利用登録)

第10条 病児保育又は病後児保育の利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ熊谷市病児・病後児保育事業利用登録申請書（様式第1号）を実施施設を通じて市長に提出するものとする。

- 2 保護者は、前項の規定により登録した事項に変更が生じたときは、その旨を実施施設を通じて市長に申し出なければならない。

(病児保育及び病後児保育の利用申込み)

第11条 保護者は、病児保育及び病後児保育を利用しようとするときは、事前に児童の氏名、病状その他必要な情報を実施施設に告げ、利用の予約を行うとともに、利用を希望する日までに実施施設を通じて、熊谷市病児・病後児保育事業利用申請書（様式第2号）及び診療情報提供書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要性の適否を審査し、当該児童の保護者に対し熊谷市病児・病後児保育事業利用承諾通知書（様式第4号）を交付するものとする。ただし、不相当と認めた場合は、申込者に対しその理由を示し、利用を不承諾することができるものとする。
- 3 緊急を要する場合は、第1項の利用申請書及び診療情報提供書の提出は、事後であっても差し支えないものとする。

4 第6条ただし書の規定により、病児保育及び病後児保育の利用期間を延長しようとするときは、事前に施設管理者の承諾を得て熊谷市病児・病後児保育事業利用延長届（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

（費用負担）

第12条 病児保育及び病後児保育を利用する児童の保護者は、病児保育及び病後児保育の実施に係る費用の一部として、児童1人につき1日当たり2,000円の利用料を直接事業者又は施設管理者に支払うものとする。ただし、医療費及び飲食物等に係る費用については、病児・病後児保育を利用する児童の保護者が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する旨を証する書類を提示したときは、利用料の支払いを要しないものとする。

（利用の中止）

第13条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、病児保育及び病後児保育の利用を中止することができる。

(1) 児童が病児保育及び病後児保育の対象に該当しなくなったとき。

(2) 児童の病状変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。

(3) 利用者が施設管理者の指示に従わないとき。

(4) その他やむを得ない理由が生じたとき。

2 施設管理者は、前項の規定により病児保育又は病後児保育を中止したときは、熊谷市病児・病後児保育事業中止届（様式第6号）により、市長に届け出るものとする。

第3章 送迎病児保育

（対象児童）

第14条 送迎病児保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当

する児童とする。

- (1) 市内に住所を有する就学前の児童
- (2) 利用日に生後6月を経過している児童
- (3) 通所する保育所等で体調不良となり、集団保育が困難な児童
- (4) 保護者等が勤務等により保育所等へ迎えに行くことが困難であり、かつ、迎えに行く者がいない児童
- (5) 発熱、咳、下痢、嘔吐等の内科的疾患に罹患した児童

2 前項の規定にかかわらず、事業の対象となる児童が医療措置を必要とする急性期の病気又は他の児童への感染のおそれのある感染症を有する児童である場合において、施設管理者が送迎が困難と認めるときは、事業の対象としない。

(送迎病児保育の要件)

第15条 送迎病児保育の実施施設は、対象児童を通所している保育所等へ迎えに行くときには、実施施設の職員数が不足にならないよう確認した上で、保育士又は看護師等を1名以上、保育所等へ派遣するものとする。

2 職員の資格に関する書類は、市長に提出しなければならない。

(送迎病児保育の留意事項)

第16条 実施施設は、送迎病児保育を実施するに当たっては、前条のほか、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用を希望する児童の保護者から送迎病児保育の実施依頼を受けたときは、児童が通所する保育所等に連絡し、児童の引き渡しに疑義の無いよう対応すること。
- (2) 送迎病児保育に従事する場合は、市長が交付する身分証明書(様式第7号)を常時携帯し、相手側から要求のあったときは、これを提示すること。

(利用登録)

第17条 送迎病児保育の利用を希望する児童の保護者は、第10条の態

谷市病児・病後児保育事業利用登録申請書（様式第1号）のほか、送迎病児保育利用同意書（様式第8号）を実施施設を通じて市長に提出するものとする。

（送迎病児保育の利用申込み）

第18条 保護者は、送迎病児保育を利用しようとするときは、事前に児童の氏名、通所する保育所等、病状その他必要な情報を実施施設に連絡し、利用の申出を行うとともに、実施施設を通じて、熊谷市病児・病後児保育事業利用申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要性の適否を審査し、当該児童の保護者に対し熊谷市病児・病後児保育事業利用承諾通知書（様式第4号）を交付するものとする。ただし、不相当と認めた場合は、申込者に対しその理由を示し、利用を不承諾することができるものとする。

3 緊急を要する場合は、第1項の利用申請書の提出は、事後であっても差し支えないものとする。

（費用負担）

第19条 送迎病児保育の実施に係る費用のうち保育所等から病児保育の実施施設へ児童が移動するための費用は無償とする。ただし、病児保育の利用料、医療費及び飲食物等については、送迎病児保育を利用する児童の保護者が負担するものとする。

（利用の中止）

第20条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、送迎病児保育の利用を中止することができる。

- (1) 児童が送迎病児保育の対象に該当しなくなったとき。
- (2) 児童の病状変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。
- (3) 利用者が施設管理者の指示に従わないとき。
- (4) その他やむを得ない理由が生じたとき。

第4章 実施報告

(実施報告書の提出)

第21条 事業者は、病児保育、病後児保育及び送迎病児保育の実施状況を熊谷市病児・病後児保育事業実施報告書（様式第9号）により、年度前期の報告を10月末日、年度後期の報告を翌年度4月末日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改定後の熊谷市病後児保育事業実施要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改定後の熊谷市病後児保育事業実施要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第10条関係）

熊谷市病児・病後児保育事業利用登録申請書

熊谷市長 宛

年 月 日

ふりがな 児童氏名		男 女	お子さんの愛称		生年月日 年 月 日 年 齢 歳 月 日
保護者	父	氏 名		携帯電話	— —
		勤務先名・部署		勤務先電話	— —
	母	氏 名		携帯電話	— —
		勤務先名・部署		勤務先電話	— —
	住所	〒 — 熊谷市			電話 — —
兄弟	いない・いる（ 歳：男・女）				
緊急 連絡先	1	電話番号	— —	続柄	
	2	電話番号	— —	続柄	
	保育所・幼稚園・学校名			電話番号	— —
	かかりつけ医			電話番号	— —
発達	1歳半までの方は記入してください。				
	検診で指摘を受けたことはありますか（ある・ない）				
	出生時体重	g	在 胎	週	首のすわり
	おすわり	か月	一人歩き	か月	栄 養 法（母乳・人工・混合）
予防 接種	B型肝炎 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 3回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 追加（ 年 月）				
	H i b <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 3回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 追加（ 年 月）				
	肺炎球菌 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 3回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 追加（ 年 月）				
	ロタウイルス <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 3回（ 年 月）				
	四種混合 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 3回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 追加（ 年 月）				
	ポリオ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月） BCG <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 済（ 年 月）				
	麻しん（はしか）・風しん混合 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月）				
	日本脳炎 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 追加（ 年 月）				
	水 痘 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月）				
	おたふく <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 1回（ 年 月） <input type="checkbox"/> 2回（ 年 月）その他（ ）				
感染 症歴	麻しん（はしか）：	歳	か月	水痘：	歳 か月
	突発性発疹：	歳	か月	風しん：	歳 か月
	B型肝炎：	歳	か月	（キャリアー・キャリアーでない）	
	熱性けいれんの有無（ある・ない） ダイアアップの利用（ある・ない）				
	今までに大きな病気になったことがありますか（はい・いいえ）詳細：				
アレルギー	食物： ない・ある（品名： ）その他：				

※市及び実施施設で児童の情報を共有します。

登録番号 _____

様式第2号（第11条関係）

熊谷市病児・病後児保育事業利用申請書

年 月 日

熊谷市長 宛

申請者 住所

(保護者) 氏名

病児保育、病後児保育及び送迎病児保育の利用について、下記のとおり申請します。

記

ふりがな 対象児童氏名	男 女	生年月日 年齢	年 月 日 歳 か月
家庭での保育 が困難な理由	1 勤務の都合 2 冠婚葬祭 3 傷病 4 出産 5 その他 ()		
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利用希望時間	時 分 ~ 時 分		
利用希望区分	病児保育 ・ 病後児保育 ・ 送迎病児保育		
緊急連絡先	事前登録時と変更 あり ・ なし (ありのとき) 連絡先電話 () 氏名		
保育所・幼稚園・学校名	電話 ()		
医療機関名	電話 ()		
	医師名		
病気の経過	病 名 () 服 薬 あり・なし		
留意事項等	(児童のことで特に伝えたいこと、保護者以外の方が迎えに来る場合、迎えに来る方の名前などご記入ください。)		
世帯区分	1 生活保護世帯 (生活保護受給者証を提示してください。) 2 その他の世帯		

様式第3号（第11条関係）

診療情報提供書

年 月 日

ふりがな		性	男	生	
児童氏名		別	女	年	月 日 生
住 所	熊谷市				

下記の病名、症状等に○印をお付けください。

傷病名	1 感冒・感冒様症候群	8 自家中毒	15 流行性耳下腺炎
	2 咽頭炎	9 中耳炎・外耳炎	16 麻疹
	3 扁桃腺炎	10 結膜炎(流行性角膜炎を含む。)	17 水痘
	4 気管支炎	11 膿痂疹	18 百日咳
	5 喘息・喘息性気管支炎	12 突発性発疹症	19 風疹
	6 消化不良	13 手足口病	20 その他
	7 感冒性嘔吐症	14 伝染性紅斑	()
	症 状	発熱・下痢・嘔吐・咳嗽・喘鳴・発疹・その他 ()	
初発・再発	初発 ・ 再発 (初発 年 月 日)		
安静度	1 ベッド上安静 2 隔離室で隔離		
	3 室内安静 (ベッドでの生活が主、他児との静かな遊びは可)		
	4 室内保育 (他児と室内で普通に遊んで良い)		
食事	1 ミルク 2 離乳食 (前期・中期・後期) 3 幼児食		
	4 下痢食 5 アレルギー食 6 その他 ()		
処方内容			
利用区分	1 病児保育が適当 (当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない児童)		
	2 病後児保育が適当 (病気の回復期であり、集団保育が困難である児童)		

本児童は、上記病気にあり病児・病後児保育事業を利用することが可能と思われます。

医療機関名

医 師 名

印

様式第4号（第11条関係）

熊谷市病児・病後児保育事業利用承諾通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長



年 月 日付けで申請のありました病児・病後児保育の利用について、
次のとおり承諾しましたので、通知いたします。

利用承諾の可否	可 ・ 否
利用を希望する児童の氏名	
保育を実施する施設	
利用を承諾する期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、施設が事業を実施する日とする。

様式第5号（第11条関係）

熊谷市病児・病後児保育事業利用延長届

年 月 日

熊谷市長 宛

保護者

住所

氏名

病児・病後児保育の利用期間延長について、実施施設長の承諾を得ましたので、下記のとおり届け出します。

記

児 童 氏 名			
性 別	男 ・ 女		
生 年 月 日	年	月	日（ 歳 か月）
延長する期間	年	月	日（ ）から
	年	月	日（ ）まで
	（ ）日間		
延長を必要とする理由			

上記児童の病児・病後児保育の利用延長について、承諾します。

年 月 日

施設名

施設長

様式第6号（第13条関係）

熊谷市病児・病後児保育事業中止届

年 月 日

熊谷市長 宛

所在地

名称

代表者氏名

病児・病後児保育の実施について、下記のとおり中止したので届け出します。

記

児童氏名			
性別	男・女		
生年月日	年 月 日（ 歳 月）		
利用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	（ ）日間	
実利用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	（ ）日間	
中止した理由 （該当する□ にレを付して ください。）	<input type="checkbox"/> 児童が病児・病後児保育の対象に該当しなくなったため <input type="checkbox"/> 児童の病状変化等により実施施設での対応が著しく困難になったため <input type="checkbox"/> 利用者が施設管理者の指示に従わないため <input type="checkbox"/> その他やむを得ない理由が生じたため (理由)		

様式第7号（第16条関係）

（表）

写 真	身 分 証 明 書	No.
	氏 名 生 年 月 日 所 属 先 所属先住所	
<p>上記の者は、熊谷市病児・病後児保育事業の従事者であることを証明する。</p>		
年 月 日		
	熊谷市長	印

（裏）

（注 意）
<ol style="list-style-type: none">1 この証明書は、熊谷市病児・病後児保育事業従事者の身分を明確にするため常に携帯しなければならない。2 この証明書は、業務上関係者から請求があったときは、提示しなければならない。3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 証明書を紛失又は損傷した時は、速やかに所定の手続を経て再発行を受けなければならない。5 資格を失ったときは、直ちに返納しなければならない。6 この証明書の有効期限は、発行の日から5年間とする。

様式第 8 号（第 17 条関係）

送迎病児保育利用同意書

熊谷市長 宛
 実施施設長 宛

以下の重要事項確認項目の内容を確認し、左欄の□にチェック（☑）を付けてください。

	重要事項確認項目
<input type="checkbox"/>	送迎病児保育は、内科的疾患（発熱・咳・下痢・嘔吐等）が対象となりますので、打撲や裂傷等の外傷性の損傷での利用はできません。
<input type="checkbox"/>	病児保育室の利用状況により、保育室が確保できない等の理由により送迎病児保育をお断りする場合があります。
<input type="checkbox"/>	子どもが啼泣（ていきゅう）の状態でも、病状を優先して送迎病児保育が実施されます。
<input type="checkbox"/>	入室前診察は、病児保育を実施する医療機関で行います。退室後、必要時には、かかりつけ医を受診してください。
<input type="checkbox"/>	診断により保護者の保護が必要とされた場合は、病児保育室でのお預かりが出来ませんので、直ちに迎えに来てください。
<input type="checkbox"/>	病状により、採血やエックス線検査、又は処置治療が必要とされた場合は、電話による実施の確認又は医療機関に来ていただく場合があります。
<input type="checkbox"/>	入院加療が必要とされた場合は、直ちに迎えに来てください。
<input type="checkbox"/>	病状が更に悪化し、再度医師の診察が必要と判断された場合、保護者にお迎えをお願いする場合があります。
<input type="checkbox"/>	緊急を要する場合は、保護者の了解を得ないままに医療機関に搬送し、受診治療措置を行う場合があります。
<input type="checkbox"/>	病児保育料・診察諸経費等については、病児保育室へのお迎えの際に精算ください。
<input type="checkbox"/>	送迎中に受傷や損害・障害が生じた場合の補償は、送迎車両の加入している保険が適用されます。
<input type="checkbox"/>	住民登録台帳等、利用者及び保護者の情報を、熊谷市を通じて調査することがあります。
<input type="checkbox"/>	病児保育室でのお子様の引き渡しは、身元が証明された方のみとなります。
<input type="checkbox"/>	熊谷市病児・病後児保育利用登録申請書等に記載された内容について、保育園等と情報を共有することがあります。

送迎病児保育は救急搬送の医療とは明確に異なること、また、面識のない大人に知らない場所へ連れて行かれることは、子どもの心身への負担が大きいことを十分に理解したうえで、上記の内容について同意いたします。

年 月 日

住 所 _____

児童名 _____

保護者名（自署） _____

様式第9号（第21条関係）

熊谷市病児・病後児保育事業実施報告書

年 月 日

熊谷市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

㊞

病児・病後児保育事業の実施状況について、次のとおり報告します。

- 1 報告対象月 年 月 ～ 年 月
- 2 実施日数 日
- 3 新規登録者数 人
- 4 利用状況

月	日数 (日)	児童数 (人)	うち 送迎病 児保育 利用数 (人)	病 名 等	備考
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合計					